

平成19年度 N G O ・ 外務省定期協議会
「第 1 回 O D A 政策協議会」
議事録

平成19年7月13日（金）

外務省共用国際会議室（893号室）

午後3時00分開会

◎鈴鹿首席事務官 皆様、こんにちは。本日は、お天気のはっきりしない蒸し暑い中をわざわざお越しいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、時間になりましたので、早速、始めさせていただきたいと思います。

最初に幾つか申し上げます。まず、この会議の皆様のご発言の内容はバーベイトムベースで記録され、外務省、国際協力NGOセンター、関西NGO協議会、名古屋NGOセンターのホームページ上で、1か月半から2か月後をめどに公表されます。したがって、ご発言の際には、このマイクを通じてご発言させていただきたいと思います。

使い方は至極簡単で、「マイク」と書いてある小さなボタンを押していただきますと点灯いたします。そうすると電源が入ります。ご発言が終わられた後には、もう一度押していただいてこれを解除していただくということになっております。

それから、ご発言の前には記録の必要から、必ずお名前とご所属をおっしゃっていただければと思います。

それから、限られた時間内にできる限り多くの皆様にご発言いただくこと、自由なディスカッションにできる限り長く時間を取るということで、討議事項の議題の提起はできる限り簡潔にお願いいたします。

それでは本題に移らせていただきますけれども、最初に、今月の6日に、前任の杉田審議官の後任として着任なさいました小田国際協力局審議官から、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

小田審議官、よろしく願いいたします。

○小田審議官（国際協力局） ただいまご紹介いただきました、国際協力局審議官の小田です。7月6日に就任をいたしまして、国際協力におきますNGOとの関係について担当させていただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

本日、この機会をいただきまして、一言、挨拶をさせていただければと思います。

国際協力の分野におきまして、経験、知見をお持ちで、迅速で柔軟な支援活動を行っておられますNGOにおかれましては、政府開発援助を実施する上でパートナーであると考えております。また、国民各層による援助活動への参加を促進する上でもNGOとの連携を重視しているところであります。

NGOと外務省との間の定期協議会、そして、その下部の小委員会でありますODA政策協議会と連携推進委員会は、あわせて年に7回開催されておまして、本年6月まで、

累計で54回の開催に及んでおります。回を重ねるごとに相互の信頼関係が醸成されてきたと聞いております。今後とも、外務省とNGOとの間の相互理解と意見交換の有意義な場として位置づけていきたいと考えております。

中でも、きょう開催されておりますODA政策協議会の目的は、一つは、外務省から国際協力に係る政策の説明をさせていただいて、NGOの皆様の方の理解を進めていただきたいということがあります。2点目は、国際協力の企画・立案のプロセスにおきましてこれを共有していきたいということでありまして。そして3点目は、両者の連携により、オール・ジャパンとしての国際協力の質の向上を図っていきたいということです。

この協議会が、我が国のODAが、NGOの皆様の関与を得て、よりよきものになりますように、今回、実施要項の改訂がなされることになっておりますが、こうしたことに現われておりますように、建設的で双方向性のある自由闊達な議論がなされますことを期待しております。

以上、簡単ですが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございました。

次に、報告事項です。報告事項の最初は「『ODA政策協議会』実施要項の改訂について」、名古屋NGOセンターの西井様のほうからよろしくお願いいたします。

●西井（名古屋NGOセンター） 名古屋NGOセンターの西井です。よろしくお願いいたします。

「『ODA政策協議会』実施要項の改訂について」ということで、お手元の「報告事項（1）資料」をご覧くださいと思います。これは実施要項の案でありまして、これを案としていただいたのは今年の4月です。ここに至るまでに、実は、去年の秋ごろから、NGO側と外務省側とで幾つかの案のやりとりや意見の交換、質問等を経て、こういう案が最終的に外務省のほうから示されたことになるかと思えます。

前の案がここに添えられていないので、すぐには対照できないのですが、一応、変更点を申し上げます。

1の「趣旨・目的」の部分に若干の文言の変更がありました。この案に沿っていきますと、「より良いODAのあり方を共に考え」という文言が入っております。それから、「NGOと外務省の連携を強化する」という文言、これは従来はなかったもので、これが加わってきたと思えます。従来からあった「政策のアカウンタビリティを確保する」につ

いては、従来どおり、この「趣旨・目的」の中で重要な部分ということで、引き続きこれからも議論していくというふうに落ち着いてきたのかなと思います。

あと、変更点を申し上げますと、3の「参加者・運営体制」のところ、従来は、1の「原則、外務省とNGOとで構成する。」の中の①のNGO側の参加の枠がNGOに限定されていたのですが、ここに「NGOに所属していない個人もオブザーバーとして参加可能とする。」という文言が加わりました。ですので、これからは個人の方でも、オブザーバーではありますけれども、参加が可能になったのかなと思っております。

それからもう一つは、「事務局は、毎年、コーディネーター選出団体およびNGO関係者の合議により決定する。」というこれも修正点だと思います。これは、従来、そういう形でとってきてはいましたが、改訂前の要項では「事務局は関西NGO協議会」とうたっていましたけれども、ここを、毎年そこを確認をとっていく、場合によっては変わり得ることを明確にしたと思います。

それから、②の「外務省側」のところ、ここは外務省の組織改変に伴った変更だと思いますけれども、「議長は原則として総合計画課長」となっております。それから、「事務局は民間援助連携室」と。ここは、前は民間援助支援室でしたけれども、そう変わって、状況に合わせて変更したのかなと思います。

4の「議題」の2)ですが、NGOと外務省双方が事前に議題案を提出して、双方の事務局を通じた調整のもとに決定するという、そういうことは双方から議題を提案し合う形に変更になっているかと思っております。

これは一応、案として、外務省のほうから4月にいただいたものですので、この場で確認が取れば、きょうからでもこれを施行したいと思っております。NGO側で事前に打ち合わせをしましたが、これで行けるのではないかと思っております。ただ、年に3回の開催に関して、若干少ないのではないかというご意見もありまして、そこは従来からもいろいろな場で、外務省とNGOがコーディネーターとの協議の場などでも意見は申し上げているのですが、研究会とかタスクフォースみたいなものを立ち上げて、個別の課題を、ここの3回の協議会の中では議論できない部分を継続してできるような、そういう場を設けてはどうかというようなことを提案しているのですが、なかなかそこまでは至っていません。この場でもう一度改めてそういう場を、研究会なりあるいは協議会、このODA政策協議会とはまた別の個別の課題ごとの協議の場を設けていただけることを、またもう一度ここで申し上げておきたいと思っております。

以上です。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございました。

それでは、この新しい実施要項について、特にコメントとかご質問等がありましたら、あまり時間がないので数多くはお話し合いにはなれませんが、宜しくお願いします。

●伊藤（和）（ヒューマンライツ・ナウ） ヒューマンライツ・ナウの伊藤と申します。いつもお世話になります。

この枠組み自体に対しては異存はないのですが、先ほどお話が少し出ました、年3回の枠にはまらないさまざまな課題があります。本日もパレスチナの議題など出ておりますし、国別援助計画に関してはこれからまた議論があり、国別援助計画がある国に関しては、それに関するさまざまな話し合いがなされると思いますけれども、そうではない、例えば、この国で大変な人権状況がある、環境問題があるというようなところでODAをどうするのかということに関して、そのときどきで臨時に話し合う機会などを設けていただくことができれば、非常にありがたいと思っております。

以前、この枠組みで、フィリピンの政治的殺害に関して、昨年12月に伊藤課長からお話し合いの機会を設けていただいたという経過がありました。NGO側からもそのような話し合いの機会をお願いするというようなことに関しても、今後、どちらが部局になるのかという問題もあろうかと思いますが、ぜひ柔軟に対応していただきたいと思っております。そういう、3回以外の枠組みを積極的に設けていくことができればと思っておりますので、ご検討いただければと思っております。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございました。

ほかに特にありませんか。

それでは、先ほど西井様のほうからお話がありましたとおり、この実施要項を新しい実施要項とすることについて、双方で合意がなされたと見なしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎鈴鹿首席事務官 よろしいですね。どうもありがとうございます。

それでは、本日以降、この実施要項をもって政策協議会を取り進めていくことの合意が成立いたしました。どうもありがとうございました。

○伊藤（直）課長（国際協力局総合計画課） 一言だけいいですか。

◎鈴鹿首席事務官 伊藤課長、どうぞ。

○伊藤（直）課長 総合計画課長の伊藤ですが、一言だけお礼を申し上げたくて発言をさせていただきます。

去年の夏以降、この政策協議会の実施要項の改訂ということで私どものほうから発案をさせていただいて、コーディネーターであるNGOの方々、特に西井さんを中心にまとめていただいて、今回こういう形でこの場で合意できたことを大変ありがたく存じております。その間の皆様のご努力にお礼を申し上げたいと思います。

変更点については、まさに西井さんがおっしゃいましたとおり、そして、冒頭、審議官の小田から申し上げました、この協議会の目的・双方向性・連携等々を踏まえた形になっております。こういう新しい実施要項を踏まえて、より充実した協議会にしていくべく外務省としても努力していきたいと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

そして、西井さん、伊藤さんから、この協議会の枠組みとは別途の枠組みについてのご提起があったわけですが、これについては、昨年度の途中から幾つかの試みをさせていただいております。12月に、フィリピンの話させていただきまし、今年の2月には、アフガニスタンの話も1回させていただいております。

そういう形で、お互いの関心あるテーマについてアドホックに会合を開く可能性は引き続き追求していきたいと思っておりますが、この場を通じて、タスクフォースを立ち上げるとか、研究会を立ち上げるとかいう、半ば恒常的なものを作るのは、この政策協議会の性格にもなかなかなじまないところがあるかと思っておりますので、その辺は臨機応変にお互いの間で検討していくようにしたいと思っております。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございました。

それでは、報告事項の第2番目「サミットについて」ということで、伊藤総合計画課長、お願いいたします。

○伊藤（直）課長 お手元に「報告事項（2）資料」ということで、いささか旧聞に属しますが、6月初めに開催されましたハイリゲンダムサミットのときに作成をされた「議長総括（骨子）」あるいは「世界経済における成長と責任」、「アフリカにおける成長と責任」という文書を配付させていただいております。

今回のサミットについては、既に新聞等でも報じられておりますし、また、NGOの方々も、最近、サミットについての報告会をご自身で持たれておられます。その中で、大きな目玉、成果として報じられていますのは、まさに気候変動についての長期目標の話、そしてまた、今後の話し合いについての一定の道筋についての大枠の合意と呼べるものが

できたことではないかと思っております。

気候変動の問題については、これから来年の北海道洞爺湖サミットへ向けて、12月にはインドネシアでC O Pの会議もありますし、そうした会議を踏まえながら、洞爺湖サミットでポスト京都の枠組みづくりに向けて前進するような土俵づくりをしていきたいと考えております。

その関連では、当然のことながら、5月24日の安倍総理のスピーチ、「美しい星へのいざない『Invitation to “Cool Earth 50”』」でも打ち出しているわけですが、ポスト京都の大きな原則を満たすために、途上国に対して協力をしていく。それも、志の高い途上国を広く支援していくことを考えております。これから、途上国支援の枠組みについては政府の中での検討・調整がより具体化していくわけですが、できるだけいいものをそこでも打ち出していき、来年の洞爺湖サミットの成果につなげたいと考えております。

経済協力、国際協力の絡みで言うと、この場でご報告申し上げるべきことは、アメリカについての保健の分野であったかと思えます。ハイリゲンドムのサミットにおいても、今後数年間で300億ドルの支援ということが文書に言及されております。また、A I D S、マラリア、結核、グローバルファンドについての60億ドルから80億ドルという追加事業についての見通しの数字もサミットの文書の中で出てきております。財政状況はなかなか厳しいところがありますけれども、来年、議長国としてどういう貢献ができるのか、この点についても具体的な検討をこの夏以降、力を入れていく段階になっております。

こうした分野については、N G Oの方々とも意見交換をしながら、全体として、来年の洞爺湖サミットに向けて、いいものをつくっていきたくて考えておりますので、引き続きお願いを申し上げたいと思えます。

サミットへ向けての準備ということでは、7月5日に、官邸のほうで、官房長官が議長をされて第1回準備会合も開催され、そういう中で、環境に徹底的に配慮したサミットにするということが打ち出されております。そのための環境のショーケースとかロゴの問題とか、そういったことについても個別のチームをつくって、これから検討が具体化してまいります。また、今週に入りまして、12日ですけれども、外務大臣のところ、サミットに向けた第1回の準備会合も開催しております。まさにこれから、来年の7月に向けてちょうど1年を切ったところですので、準備が本格化してまいります。

繰り返しになりますが、そうした中で、N G Oの方々も、来年のG 8サミットに向けた

NGOの連絡の協議体をつくっておられるわけですので、そうしたところとの連携を一層深めてまいりたいと思っております。

先般、NGOの方々の集まりには、外務省のほうから、経済担当の外務審議官をしております河野も出席をさせていただきましたし、また、先ほど挨拶を申し上げた小田の前任の杉田も出席をさせていただきました。報告会のほうには、地球規模課題審議官の鶴岡が出席をしております。そうした形で、既に、意見交換、連携が始まっておりますので、一層、そうしたことをこれからの準備のプロセスの中で深めていきたいと考えております。

以上です。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございました。

本件につきまして、何かご質問とかコメント等がありますか。

ありませんか。

それでは、次の報告事項に参りたいと思います。次は「T I C A D I Vについて」、これはアフリカ第二課の網谷課長補佐からよろしく申し上げます。

○網谷課長補佐（中東アフリカ局アフリカ第二課） アフリカ二課でT I C A Dを担当している網谷と申します。

配付資料がなくて恐縮ですが、私からは、来年開催予定である第4回アフリカ開発会議T I C A D I Vに向けたNGOの方との連携状況について、簡単にご報告申し上げたいと思います。

T I C A D I Vに関しましては、T I C A D市民社会フォーラムさんが中心となってTNネットというネットワークを立ち上げていただいております。外務省との間では、「T I C A D外務省・NGO定期協議会」を立ち上げさせていただいて、5月30日に第1回会合を開かせていただいたところです。T I C A D市民社会フォーラムさんが早稲田大学に事務局を置いてくださっているものですから、そちらに伺って、第1回は目賀田アフリカ審議官が出席させていただいて、T I C A D I Vに向けた準備について、討議・協議させていただいたところです。大体、1か月半から2か月に1回の頻度で、今後、T I C A D I Vに向けて開催させていただく予定になっております。

具体的に第1回で話した内容を簡単にご報告いたしますと、1点目は、今年の3月にケニアのナイロビでT I C A Dの文脈で閣僚会議を開きました。「持続可能な開発のための環境とエネルギー閣僚会議」という会議を開催したのですが、ここでNGOの方と大変よい連携をとらせていただきまして、T I C A D市民社会フォーラムさんが中心となって、

日本のNGOとアフリカのNGOが対話をするセッションをサイドイベントとして設けさせていただいて、その結果を全体会議の場でご報告いただくといったようなコラボレーションも持たせていただいているところです。そうした内容を、この間の協議会では、参加されたNGOの方からご報告いただくなどといったことがありました。それから、TICADIVの来年の会議に向けてどのようなテーマを話し合っていくべきかといったサブスタンスについても意見交換をさせていただいているところです。

これが、いわゆる定期協議会という形で定期的に話させていただいているところで、こうした場を通じて、今後、TICADIVに向けて、あと10か月程度ですけれども、いよいよ準備が本格化していく過程で皆様のご知見をいただきながら、充実した中身をつくっていければと思っております。

こうした定期協議会以外にも、来年2008年は、「日本・アフリカ交流年」と称させていただいて、さまざまな形で、日本においてアフリカ 이슈をプレイアップさせていただこうと思っています。その過程では、国民全体でアフリカについての意識を盛り上げるという文脈で、イベントやセミナーなどの準備においても、さまざまなNGOの方と既に連携を開始させていただいているところですので、こうしたサブスタンスの準備及びイベント・セミナーの企画、双方を通じて今後とも連携させていただけたらと思っております。

とりあえず以上です。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございました。

本件につきまして、何かご質問等がありますか。

●齋藤（アフリカ日本協議会） アフリカ日本協議会の齋藤です。

今、第1回の定期協議会のことが報告されましたけれども、第2回は来週だと伺いました。7月20日の金曜日、3時から。第2回目は、来年のアフリカンフェスタのことが大きな話題になりそうだと聞いておりますので、よろしくをお願いします。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございました。

ほかに何かありますか。

それでは、報告事項の第4番目「『経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約』第3回政府報告作成に関する市民・NGOとの意見交換会について」、人権人道課の三枝さん、よろしくお願いたします。

○三枝事務官（総合外交政策局人権人道課） 外務省人権人道課の三枝と申します。

「『経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約』第3回政府報告作成に関する市

民・NGOとの意見交換会について」ということで簡単にご説明させていただきます。以下、「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」は「社会権規約」と略させていただきます。

社会権規約につきましては、社会権規約に関する国内的な措置等について、国連から、政府報告を作成して国連に提出するように求められております。今回が第3回の政府報告作成になりまして、第2回は1998年に提出しました。現在、第3回政府報告作成につきましては、関係省庁、ほぼすべての省庁にかかわっておりますが、その協力を得つつ、取りまとめているところです。

国連の社会権規約委員会から、第3回政府報告作成に当たっては、なるべく早い段階からNGO及び市民、市民社会の構成員と協議することを要請されております。この要請に基づきまして、現在、作成作業は初期の段階ですので、来月8月7日の火曜日、16時30分から18時30分までの2時間、市民・NGOの方との意見交換会を実施したいと考えております。

別添（4）のとおり資料を用意させていただきましたが、市民・NGOの皆様からの意見を、7月4日の水曜日から7月25日の水曜日まで3週間にわたって募集しております。意見等がございましたら、意見を送っていただきまして、いただいた御意見についてはなるべく意見交換会において、外務省及び、関係省庁から回答をしたいと考えております。いただいたご意見については、まだ作成初期段階のことから回答できない事項もあるかと思っておりますが、今後の政府報告作成に当たっての参考、または今後の施策に生かしていきたいと考えております。

また、参加募集につきましては、外務省のホームページのイベント欄に掲載しておりますが、こちらから参加登録の様式をダウンロード等していただいて申し込んでいただく形になります。かなり多くのNGO、市民の方から問い合わせ等が入っておりますので、なるべく多くの方の参加をいただいでご意見を生かしていきたいと考えております。

以上です。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございました。

この報告事項について、何かご質問等がありましたら、どうぞ。

●伊藤（和） たびたびすみません。ヒューマンライツ・ナウの伊藤です。

このような機会を設けていただくことは非常にいいことだと思っておりますが、やはり意見募集の期間が大変短く、みんなちょっと困っています。大変よい機会ですが、大変困

っているというところがありまして、意見募集期間をもう少し長めにとっていただけるとありがたいということを要望として申し上げます。

それから、現在は初期段階と言われておりますが、これが最初で最後の機会かということもお聞きしたいと思います。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございます。それでは、三枝さん、お願いいたします。

○三枝事務官 意見募集期間については、とりあえずその3週間の期間を区切っているということでありまして、その意見交換会の場において意見をおっしゃっていただいても結構ですし、その後、ご意見があるということであれば、担当あてまで連絡いただければしるべき対処はしたいと思っております。

今後の意見交換会について、今回1回だけかというお話につきましては、今回はあくまでも作成初期段階において市民・NGOの方から意見を募集するものであり、今回回答できない事項も多々ある可能性もあるということで、また追って、ある程度作成が進んだ段階で第2回の意見交換会を開催したいと考えております。ただ、その時期については、作成の進行状況によりますので、現時点では、何月とまではお答えできない状況です。

以上です。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございます。

●高橋（清）（ODA改革ネットワーク） 不勉強で申し訳ありませんが、この政府報告書のドラフトはいつごろ公開される予定でしょうか。

○三枝事務官 作成作業にどれくらい時間がかかるのか現段階では何とも言えないので、いつの時点で外務省ホームページ等において公開できるかは、申し訳ありませんが、現時点ではお答えできません。

◎鈴鹿首席事務官 ありがとうございます。ほかになれば次の議題に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議題の3番目は協議事項です。最初に「ヨルダン渓谷で進められている開発プロジェクトについて」、パレスチナの平和を考える会の役重様、議題の提起をお願いいたします。

●役重（パレスチナの平和を考える会） よろしく申し上げます。パレスチナの平和を考える会の役重です。

最初に確認したいのですが、議題案の中で、4)の「外務省への事前質問」で何点か入

れています。これは、趣旨としては、事前質問なので事前に回答を用意していただいていると理解しているのですが、もし、あるのであれば、順番的には、最初に議題案の説明を僕がざっとさせてもらった上でということによろしいですか。

◎鈴鹿首席事務官 もし、ご異存がなければ、最初に議題案の提起をお願いいたします。それで、その後でディスカッションに参りたいと思います。

●役重 わかりました。

◎鈴鹿首席事務官 お願いいたします。

●役重 では、議題案を、提出させてもらったペーパーに沿って説明させていただきます。

まず「議題の背景」です。これは「今年3月より、」となっておりますが、昨年7月に小泉首相が中東を訪問された際に「平和と繁栄のための回廊構想」を提唱されたと。それは、日本、イスラエル、パレスチナ自治政府、ヨルダン、4者の協議体を立ち上げて、ヨルダン川西岸のヨルダン溪谷地域において、農業を中心にした開発プロジェクトを行っていくというもので、この3月から具体的に3つのプロジェクトがJICA及びその委託を受けた日本工営によって進められているということですね。

そこで問題になるのがこのヨルダン溪谷ですが、今、幾つかに分断されて占領下に置かれているパレスチナ占領地の中で、ガザ地区が一番厳しい状況にあることは皆さんご存じだと思うのですが、西岸地区の中で、あまり知られていないのですが、最も厳しい占領政策の下に置かれているのがこのヨルダン溪谷の地域です。その90%の土地はパレスチナ人の立入りが認められておらず、わずかに認められている居住区においても、ここに挙げた4つ（①多くの検問所を通じた厳しい移動制限、②水資源の収奪と利用制限、③ユダヤ人入植地の拡大・建設と土地収用、④家屋破壊および家屋の新築・修繕の禁止）に示されているような状況下に置かれています。

現地のNGO（パレスチナ反アパルトヘイトウォール草の根キャンペーン）がつくっている、ヨルダン溪谷に関するプレゼンの資料がありまして、それを編集し直したものをつくったので、パワーポイントを使ってざっと説明させていただきます。

〔スライド〕

ヨルダン溪谷地域で顕著に見られる占領政策と人権侵害を4つにまとめました。最初に、多くの検問所を設置しての厳しい移動制限。2番目に、水資源の収奪と利用制限。3番目に、ユダヤ人入植地の拡大・建設と土地収用。4番目に、家屋破壊及び家屋の新築・修繕の禁止。占領地全域においてこれらの問題はあるのですが、とりわけヨルダン溪谷地域に

において厳しく行われています。

〔スライド〕

まず移動制限に関してですが、2002年以降、この地域で、ヨルダン溪谷住民であることを示す身分証明書の所持者のみがこの地域と他の西岸地区との通行を許されるという、これは軍令に基づくものですが、そういうことになっています。ちなみに、大きな検問所が全部で5か所ありまして、そこの通行規制を通じてそうした制限が行われています。

〔スライド〕

去年の3月以降は、30歳以上のヨルダン溪谷住民のみが検問所通過を許され、それ以外の人は通過を許されないということになりました。実は、去年の年末に、これをもうちょっと緩和するという政策が出されたのですが、その後のパレスチナ及びイスラエルの人権NGOの発表によれば、実質的にはこの制限は今も継続しているようです。一時緩和されたけれども、またもとの状況に戻っているというレポートが出されています。

〔スライド〕

この制限によって、この地域は、農業が主なりわいですが、いわゆる季節労働者、ヨルダン溪谷地域以外に居住地があり、農業をする季節にだけ溪谷地域で仕事をしていた労働者がすべて違法滞在と見なされるようになってしまいました。

〔スライド〕

また、この溪谷地域で生産された生産物が、先ほど言った、他の西岸地域とヨルダン溪谷の間の移動制限によって、西岸地域の中で販売されることも制限されています。また、イスラエル側、あるいは、イスラエルを通じて他の国に通じる検問所としてバルダラ検問所というところがヨルダン溪谷の北部にあります。そこでも厳しいアクセスの制限が行われています。

〔スライド〕

また、ヨルダン溪谷のあちらこちらにこうした塹壕が掘られています。実は、この地域は、本当は隔離壁がつくられる予定があったのですが、アメリカの圧力もあって、いわゆる隔離壁はほとんどないかわりに、こうした塹壕があちこちにつくられています。

〔スライド〕

2番目に、水資源の収奪と利用制限。第3次中東戦争後、イスラエルは、162個のパレスチナ人の農業用井戸と主要道路である国道90号線を隔離し、パレスチナ人による使用を禁止しました。

[スライド]

イスラエルの入植者用の井戸はあちこちにつくられています、それをパレスチナ人が利用することは禁じられています。

[スライド]

井戸の掘削を禁じられているパレスチナ人は、自分たちの水をイスラエルの会社から買わざるを得ない状況に置かれています。

[スライド]

あるいは、わずかに残された、パレスチナ人が利用できる湧き水などの水源も入植地からの排水で汚染されているケースが多いです。

[スライド]

逆に、ユダヤ人入植地も集中してこの地域につくられています。その入植地で行われている農業は水をふんだんに使えるということで、こうした柑橘類の栽培が行われていますが、パレスチナ農民にはそうしたことができません。

[スライド]

これも同様です。

[スライド]

パレスチナ側の農民は、水不足と土地の収用によって農作物に大きな被害を受けています。

[スライド]

3つ目が入植地の拡大・建設と土地収用の問題です。

一昨年行われたガザ撤退で、ガザから出てきた入植者が移住するための新しい入植地建設をヨルダン溪谷で行うということが昨年の年末に承認されています。

あるいは、これも象徴的ですが、たった1人しかいない入植地がありまして、そこでは、4平方キロメートルのパレスチナ人の土地が、1人の住民のために収用されています。これはちょっと珍しいケースですが、そうしたことがあります。ちなみに、溪谷地域には全部で36の入植地が作られています。

[スライド]

入植地による土地の収用だけではありません。先ほど、隔離壁は少ないと言いましたが、ヨルダン溪谷の北部にはありまして、それによってバルダラ村というパレスチナ人の村の農地が大きく削り取られています。

[スライド]

次に、家屋破壊及び家屋の新築・修繕の禁止です。

これは、ジフトリック村というところで、JICAが母子健康保健のプロジェクトを行った村です。この村は、いわゆるA地区、B地区、C地区と分けられた中のB地区およびC地区とされていますが、校舎の建築許可が出ないで、こうしたテントで授業を行っています。

[スライド]

これはファサイール村というところで、これも家を建てる許可が出ないためにテント暮らしになっているわけですが、村のすぐ後ろにはユダヤ人入植地があります。

[スライド]

これを衛星写真で見ると、パレスチナ人の村が周りを完全に入植地で囲まれているという、非常に象徴的な状況に置かれています。

[スライド]

これは、家屋破壊命令を受けた村の住民です。こうした家屋破壊命令を受けた、あるいは、家屋が壊されたというようなレポートなり支援要請のメールが、今でもしょっちゅう現地のNGOから出されています。

ヨルダン溪谷地域は水資源がふんだんであることと、パレスチナ西岸地区をヨルダンから切り離すという意味で戦略的に重要だということで、こうした非常に厳しい占領政策が行われているわけですが、その中でも、僕が見ている限りでは、特に最近、この1年、2年の間に、これは壁の建設の進行と並行する形ですが、ヨルダン溪谷における、今、述べたような人権侵害が多数報告されるようになってきているように思います。

それに対して、今まで、人口が少ないということもあって、ヨルダン溪谷に関するパレスチナ人側からの報告は比較的少なかったのですが、最近、かなりパレスチナ人側のNGOや政治家のこの溪谷地域に対する意識が高まっているように僕は感じています。例えば、先月、ムスタファ・バルグーティという自治政府の情報相（当時）は、「イスラエルはヨルダン溪谷の平地部を、完全に隔離し、住民を追い出し、残された土地を併合しようとしているという非難の言葉を出しています。この平地部というのは、まさに、今、日本政府がODAでプロジェクトを行っている地域です。

(スライド終了)

今、述べたような状況があります。

もう一つの現地からの具体的な反応としては、資料として入れている、アル・ハックという、パレスチナ人の人権NGOからの声明文があります。「ヨルダン渓谷における土地と自決権」という資料の後ろの部分ですが、具体的に、この回廊構想に対する批判ないし懸念を示す形で声明が出されています。

ちょっと読みます。「アル・ハックは、最近、第3国が支援するヨルダン渓谷開発プロジェクトの概略が発表されたことについて、重大な懸念を持っている。アル・ハックはパレスチナ経済を活性化するためのイニシアチブを歓迎するが、それらのプロジェクトは、国際法に違反する形で行われてはならず、イスラエルによる違法入植地の建設や土地収用、パレスチナ人民の自決権への侵害に対する擁護・隠蔽に貢献するものとなってはならない。」ということです。

これは公式の声明ですが、それ以外にも、私たちの会と付き合いのあるパレスチナ人たちの中では、このプロジェクトに関して、同様に、占領の既成事実化するもの、黙認するものではないかという懸念を聞くことがあります。

具体的な問題点として、3)にA、B、C、Dと挙げています。

Aは、今、述べたような原則的な問題で、このプロジェクトが占領の黙認につながるのではないか、あるいは、現地からそうした懸念が表明された際の説明責任についてどのように考えているのかという点です。

Bは、物流拠点の性格についてです。これはもう少し具体的な話になりますが、この地域では、先ほども述べましたが、イスラエルの入植地で大規模な灌漑農業が行われていて、野菜や果物、花などが輸出されています。日本のODAで整備された物流拠点が、こうした違法入植地で生産された商品の物流に利用されていく可能性はないのかということです。その辺のことがこの計画の中でどこまで検討されているのかという問題。

3つ目のCは、これは今の段階では調査中という話になるかもしれませんが、今述べたように、ユダヤ人入植地の農業に比べて圧倒的に不利な条件下で生産活動を強いられているパレスチナ人に対して、輸出加工型農業への転換を促すということが、パレスチナ人の食糧自給率を下げるとか、持久力を低めるようなリスクがないのかということです。特に、容易に想定できる事態としては、何かあったときに簡単に物流が止められてしまうということがありますが、そうした事態にならないことを担保する視点・方策がこのプロジェクトの中でどのように位置づけられているのかということです。

4つ目のDも重要な点です。現在のガサと西岸で政府が二分するような状況において、

パレスチナ側のコンセンサスについてどこまで十分にとれているのかという点です。

4)の「外務省への事前質問」もざっと読み上げさせていただきます。まずは、今、述べたような占領政策・人権侵害に対して、日本政府としてどこまで実態を把握しているのかということです。麻生外相は、この計画の一つの重要なポイントとして、パレスチナの安定が世界の平和につながっていくということ、プロジェクトを通じて安定化を促すということを強調されているわけですが、一方で、その安定を切り崩すような人権侵害が恒常的に行われていることを把握しなければ、このプロジェクトを実りあるものにするは無理だろうと思います。それに付随する質問としては、そうした状況に対してどのような具体的な働きかけをこれまで行ってきたのかという点です。

特に、この地域では水資源が非常にシビアな問題であることはご存じだと思いますが、その開発をしていく上で、イスラエル政府や関係機関との間でどのような調整・協議を行っているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

「問題点B・Cに関連して」のところでは、ユダヤ人入植地の実態、特に農業経営の実態についてどこまで調査をしているのかということです。パレスチナ人の農業の持続可能性というか、高付加価値をつけていけるような条件の模索ということは今していると思います。その際に、すぐ隣で行われている違法な生産活動についての情報を把握する必要があると思いますが、どこまで調査をしているのかということです。

また、そうしたユダヤ人入植地における生産活動を利することがないように、どのような方策が打ち出されているか、しようとしているのかという点。もう1点、先ほども言った点ですが、イスラエルの占領政策によって物流拠点の機能が麻痺させられる危険を防ぐ具体的方策はとられているのかということです。

最後に、「問題点Dに関連して」ですが、先ほど紹介したアル・ハックの声明も含めて、これまで「平和と繁栄の回廊構想」に対するパレスチナ側からの反対意見や消極的意見についてどの程度把握されているのかということです。直接そうした意見が日本政府に対して寄せられたことはあるか、そうした意見に対して、日本政府としてどのように説明責任を果たしてきており、また、果たそうとされているのかということです。

私が見たところでは、日本政府やJICAは、このプロジェクトを進めていく上で、占領の問題を避け、占領の問題に触れないところまでできるプロジェクトを探しているように見受けられます。それは、もし、それがスタンスなのであれば、パレスチナ人側から占領の黙認と見なされる、あるいは、そういう声が高まってくるということは当然の道理であ

ろうと思います。この占領の問題について、ある程度、日本政府の立場を明確にする、もっと言えば、イスラエルに対してきちんと、言うべきところは注文をつけていくことをしていかなければ、このプロジェクト自体が、本当の意味での平和と繁栄に資することにはならないという懸念を深く持っています。

私たちの感覚としては、このプロジェクトに関する情報が少ないと思います。プロジェクトを受注している日本工営にとって、パレスチナでのプロジェクトは、調査段階からも含めれば初めてだと思います。かかわっている方たちも、そういう意味では、パレスチナの状況に関しては深く理解されていない人たちが中心で行っているような印象さえ抱きます。

きょう、この場でこの問題を取り上げられたことも大きいと思いますが、これをきっかけにより多くの研究者やNGO関係者の意見を聞いていく、意見交換をしていくということをお願いしたいと思います。

私からの説明は、とりあえず以上です。

◎鈴鹿首席事務官 ビジュアルを駆使された非常にわかりやすいご説明をいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、この件につきまして、外務省側から、七澤中東第一課首席事務官、よろしくお願いたします。

○七澤首席事務官（中東アフリカ局中東第一課） 中東第一課の首席事務官をしております七澤と申します。よろしくお願いたします。

今、いろいろとご指摘をいただきました。まず、我が国の立場と申しますか、政府の立場について、簡単にご説明いたします。もちろん、今ご説明いただきましたように、ヨルダン川西岸など、パレスチナ自治区において、パレスチナ人にとって厳しい状況が続いていることは、私たちも十分に認識しております。

現在、イスラエル政府とパレスチナ自治政府が共有している政策目標は、ご存じのとおり、「二国家構想」であり、イスラエルとパレスチナが隣人として平和に暮らしていける国をそれぞれつくっていかうという目標は共有しているわけですが、現地では、治安をめぐる問題、入植地の問題も含めて、さまざまな問題があります。

この目標たる二国家構想をどう実現するか、もちろん、最終的にはさまざまな難しい問題、例えば難民の問題、エルサレムの地位の問題、入植地の問題などを、イスラエルとパレスチナが交渉を通じて実現していかなければいけない問題ではあります。そして、国際

社会の側としても、これをいかに後押ししていけるかということが、私たちといたしますか、日本を含め、国際社会の側の課題だと認識しております。

もちろん、こうしている間にも、ご説明のあったように、パレスチナ人の移動の制限の問題などさまざまな問題があります。イスラエル側は治安を理由にそうした処置をとるわけですけれども、それにつきましては、我が国としても、イスラエル政府に対して、二国間会議の機会を利用して、こういうパレスチナ人側の苦しい状況にかんがみ、そうした移動制限等を緩和すべきとかねがね伝えておりますし、入植地の問題については、例えば、最近のG 8外相会議におきましても、外相会議の声明の一文において、移動制限や入植地の問題について深い懸念を表明するといった形で、国際社会の声に参画しております。

その文脈で、日本が何をやれるか、やっていくかというときに、今、話題にしております「平和と繁栄の回廊構想」が出てきております。これは、パレスチナ国家が造られる将来を視野に、いかにパレスチナの経済の自立化を図るかという発想から出てきたものであります。もちろん、現実には、一体何を作るのか、それをどう運ぶのか等々におきまして、イスラエル側の協力がなければ、例えば移動の制限があれば物も動けませんし、労働者も動けませんし、さまざまな障害が出てき得るものですから、大事なポイントとして、イスラエル側の協力を十分取り付けなければいけないということで、パレスチナのみならず、イスラエル側の協力を得て、また、この構想に密接に関係するヨルダン、日本の4者が一緒になってこの構想を進めていこうというアプローチをとってきております。

パレスチナ側とは、私たちが接触といたしますか、いろいろと調整しているのはパレスチナ自治政府、特にアッバース大統領以下の方ですけれども、この構想についてはパレスチナ側の非常に強い支持を得て進めておりますし、今後も、イスラエル、パレスチナ、ヨルダンの理解、時には実際に集まって4者で協議をしているわけですけれども、理解を共有する形で協力を最大限にそれぞれ引き出す形でこの構想を進めていくということでやってきております。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございました。

ただいまそのようなご説明がなされましたけれども、それにつきまして、さらにコメントとかご質問がありましたら、どうぞ。

●役重 もう少し具体的に質問にお答え頂ければと思います。パレスチナ人の状況について、ある程度把握しているし、働きかけをしているということはお伺いしましたが、入植地での農業経営の実態についてはどこまで調査をされているのか、今、行われている調査

の中にそうした視点が入っているのかどうか、また、入植地における生産活動を利することがないような何らかの方策をとられているのか、このあたりのことについてお答えください。あと、その次の問題点Dに関しての部分で、「回廊構想」についての反対意見、消極的意見等についてどこまで把握されているか等の部分に関してお答えいただければと思います。

◎鈴鹿首席事務官 それでは、外務省側、馬越補佐、お願いします。

○馬越課長補佐（国際協力局国別開発協力第二課） 国別開発協力第二課の馬越と申します。

今のご質問で、まず入植地の現状ですけれども、これは世銀などの資料がありまして、世銀とか国際機関あるいは現地のNGOから情報を収集して実態の把握に努めております。

第2のご質問を失念してしまいました。

●役重 特に流通拠点をつくるという部分で、そこでユダヤ人入植地での生産物に使われるということはないのかというところですか。

○馬越課長補佐 わかりました。

これはまだ、先ほどもご指摘になっていましたけれども、構想自体が始まったばかりで、我々としては、物流拠点を中心に、パレスチナの物流、人の移動がより円滑になるように、逆に、イスラエルに対して協力を求めていくという立場です。そうした人の移動とか物の流れがより円滑になるように、少しでもよい環境を整備していくことがこの構想の一つの柱になっています。

それから、本構想は、ユダヤ人の入植地における生産活動を利するためにやるものではなく、農業分野を中心としたパレスチナの経済発展、パレスチナ人の自立のために実施するものであって、将来整備される物流拠点は、あくまでもパレスチナ産のものを扱うことを想定しております。

○七澤首席事務官 第3点目の、特に反対の意見が伝わってきているかということですが、特段、そのような意見は承知しておりません。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございました。

外務省側から回答がなされましたが、役重さん、どうぞ。

●役重 一つ非常に大きな問題だと思うのが、チャンネルとして、自治政府のアッバス大統領をメインに交渉をされているという点についてです。今、ご存じのとおり、去年の頭の選挙でも、アッバス大統領の支持は必ずしも磐石なものではありません。また、当然、

パレスチナ側にも実業家がいる、この計画でぜひ一緒にやりましょうと乗ってくる実業家がいるわけですね。我々が懸念しているのは、そこだけで話が進んでしまっているのではないかということです。

現実には、アル・ハックという人権NGOからはプロジェクトに懸念を示す声が出ています。あるいは、ここはもう少しはっきりさせていただきたいのですが、ユダヤ人入植者を利するような形で利用される危険がないかという点で、もしかしたら、アッバス大統領やそうした実業家は、ある程度ユダヤ人入植者と協力をする、より円滑にこの計画を進めるのもありだという話になるかもしれません。だけど、それはとんでもない、それは国際法違反ではないかという声が当然出てきます。

現実には、今、ヨルダン溪谷からパレスチナ人が輸出をしようとする際に、その農産物の加工をユダヤ人入植者の工場で行えば輸出を許可するよという圧力がパレスチナ人の農民にかけられて、それをパレスチナ側が拒否しているという実態もあると聞きます。そうしたことも考えると、ますます、パレスチナ側の承認を得たという建前で、何らかの形でユダヤ人入植者がこの計画にかかわってくる可能性を排除できないと思っています。

これは日本政府の立場からしてもそうだと思いますが、入植地というのは国際法違反であるという立場は堅持されていることだと思います。そこで矛盾が生じるというか、結果的に入植地の正当性を担保するようなことにこの計画がなっていく危険を危惧します。そのことについて、パレスチナ人の人権NGOなり、いわゆるアッバス大統領に必ずしも同調しない、僕はそうした人々のほうが現実には多数派だろうと見ていますが、そうした人たちからも当然、この計画は我々の利益に合わないという声が出てくることは目に見えていると思います。

もし、本気でこのプロジェクトを進めようとするのであれば、絶対にユダヤ人入植者を利する形にはしないということをもっと明確に打ち出さないと、禍根を残すことになるだろうと思います。先ほどの話だと、そこは明確になっていなかったのも、協力関係は一切持たない、入植地での生産活動などに関しては、このプロジェクトは一切関係を持たないことを、もう少し明確な形で言っていいただければと思います。

◎鈴鹿首席事務官 さらに掘り下げた質問がなされましたけれども、本件につきまして、外務省側から七澤首席、お願いいたします。

○七澤首席事務官 入植地の問題につきましては、いろいろな懸念、ご危惧がありますでしょうけれども、改めて申し上げたいのは、入植地の問題は、最初に申し上げまし

たとおり、二国家構想の実現の過程で、当事者を中心に解決を図っていくべき話であるということと、現在この回廊構想はまさに構想段階でありまして、これから何をどうするかというところを話し合っているだけの段階ですが、主旨は、あくまでもパレスチナ経済の自立化をいかにして図るかということですので、この主旨に十分のつとめて構想の具体化を進めていくべきものと考えております。

◎鈴木首席事務官 どうもありがとうございました。

それでは、高橋さん、どうぞ。

●高橋（清） ODA改革ネットワークの高橋と申します。

今回のこのパレスチナの件に関して、外務省側から、可能な限りの情報提供、ご回答をいただいたようで、ありがとうございました。

ただ、議論を聞いていて、一般的なコメントに近いことかもしれませんが、感じたことを少しだけ申し上げさせていただきたいと思いますのは、やはり日本のODAのあり方として、これまでのODAは、こういう紛争地の問題には直接かかわらないような、どこか距離をおく、Work Aroundみたいな感じのところがあったのですが、今回、Work Onというか、あえて積極的に紛争問題にかかわっていく姿勢が示されたということだと思います。

その意味で、このプロジェクトが、今後、成功するのか、失敗するのか、いろいろな意味で、今後の日本のODAのあり方に対して大きな意味を持つてくるものと思っています。その意味で、今後このパレスチナのケースは、進めながらもいろいろな情報を収集し、それぞれの当事者に働きかけをし、関わりあいながら考えつつやっていくというお話だったと思います。

その観点から、一つお聞きしたいのは、そのプロセスというか、どのような過程でやっていこうとしているのかということです。これだけ重要な意味を持つ案件であるならば、その進め方は非常に重要な意味を持てきますので、もう少し透明性を持って、前広に情報提供があってもいいのかなと思っています。

私がポイントとして2点挙げたいと思っているのは、1点は役重さんの質問にあったように、やはりこの案件に対して、異なる認識を持つ人々の間の調整が重要だということです。さまざまなアクター、当事者がたくさんかかわっていて、いろいろな考え方や認識の違いがある。その異なるステークホルダーたちの考え方をきちんと調整していくことが、このプロジェクトをやっていく上で極めて重要だということです。

今回、役重さんの質問の中で、アル・ハックからの意見が紹介されました。彼らもステークホルダーの一部であり、やはり聞くべき一つの意見だと思います。そういうものをもっと積極的に聞かれるように、日本は働きかけていくべきだと思いますし、そういう多様なステークホルダーに対する意見を聞くという姿勢をもっときちんと打ち出していきたいということです。

もう1点は、確かに、パレスチナ経済をきちんと自立させていくことは重要な方向性だと思います。その上で、今、占領の話が少し出ましたように、それは国際法に照らして問題がないわけではありません。だとするならば、こういう問題があるということに対して日本はどのような姿勢を持っているのかきちんと示すことが必要でしょう。その上で、パレスチナ問題に取り組むべきだと思います。原則なきままでの経済的な成長を促すような取組みというのは、果たして真の平和構築と言えるのかなという感じがいたします。

そういう意味で、このパレスチナ紛争にかかわる平和構築プロジェクトは難しい案件ではあるけれども、同時に日本がそこら辺の考え方をきちんと示す大事な機会だと、議論を聞いていて思いました。たぶん、外務省は占領問題は今後、情報収集しながら適宜検討していくという考え方だと思いますけれども、だとするならばますますそのプロセス自体が重要な意味を持つてくるということです。その意味でも今後もこの課題を継続的に議論させていただきたいと思っております。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございます。

ただいまのご指摘につきまして、外務省のほうから何かありますか。

七澤首席、お願いします。

○七澤首席事務官 コメントをありがとうございました。

この構想をどのように進めていくのかという点につきましては、現段階はまさにコンセプトの世界でありまして、日本、イスラエル、パレスチナ、ヨルダンの各主体、最初は政府にならざるを得ないと思いますが、その関係当事者が集まって、節目節目で実際に集まりながら、決めるべきことを4者で決めながら、一方で、さまざまなフィージビリティスタディ等、我々のODAを活用しながら進めていくことになっていくと思います。

さまざまなアクターの間の調整というご意見は、まさにおっしゃるとおりだと思いますが、今後、この構想がどういう姿になっていくのか、本当に大規模なものになるかもしれませんし、どの程度になるのかというところもまだこれからの話でもありますので、当然、ODAだけでやる話なのかどうかにもかかわってくると思います。御指摘の点はこの構想

が具体化するにつれて、いろいろな関係者、ステークホルダーとの調整が必要となって出てくると思います。

また、「原則に照らして」ということもおっしゃるとおりで、この構想は構想で経済面に焦点を当てて進めていくということですが、もちろん、一番大きな課題は、このイスラエル・パレスチナ問題をどう解決していくかということですので、政府としましても、この構想だけをやるということではなく、その他にも和平に向けた取組み、個別の働きかけはしっかりと行っていきたいと思っております。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございました。時間も迫っておりますので、もしよろしければ、次の……。

それでは、藤屋さん、お願いいたします。

●藤屋（認定NPO法人日本国際ボランティアセンター） 時間が押しているところ時間をつくってくださってありがとうございます。日本国際ボランティアセンターの藤屋です。パレスチナ担当をしております。

日本国際ボランティアセンターでは、1992年からプロジェクトでパレスチナにかかわっております。私自身は約10年間現地にいました。今、議論を聞かせていただきまして、フィージビリティスタディのこと、アクターの問題などがかなり出てきているのですが、例えば最初に馬越さんが言われた世銀のことですけれども、世銀のパレスチナ担当者がこの間、来日され、お話をして歩いていらしたりとかいうことがありました。構想段階ということではあるのですが、今の、フィージブルであるかということ、アクターであるかというような点において、例えば、私たちが現地で知っている範囲でしたら、世界銀行は、ヨルダン溪谷に対しては、あまり積極的に開発に取り組んでいないと聞いております。

もう少し具体的に、現時点でこの構想に対して、世界銀行という例でもよろしいですので、アクターの方々との交渉を通して、方向性等何か見えるものがありましたら、今後の議論のもっと深いところに行くこと、それから、構想から本当にプロジェクトとして立ち上がって、将来を見ていく上の参考になるかと思えます。もし何かありましたら、もう少し具体的などころをお聞かせ願いたいと思いました。

◎鈴鹿首席事務官 貴重なご意見をありがとうございます。本件につきまして、外務省のほうからさらに何かありますか。

○馬越課長補佐 今のはご質問でしょうか。

●藤屋 はい。このようなことは外部に出せることかどうかわからないのですが、例えば

世界銀行の方とか、その前の信頼醸成会議でいろいろな方が来ていらっしゃるなどさまざまな動きが、特にこの3月以降出ているわけです。アクターという言葉とかステークホルダーという言葉、よりもう少し踏み込んで、現在の構想に対することが、外務省側から、今、高橋さんが言われたことに対する答えのような形で、もし、ありましたらお願いしたいということです。外部へ出せないもの、出せるものがあるということは十分承知した上での質問になります。それが次へのステップにつながってほしいと思っております。

○馬越課長補佐 貴重なご意見をありがとうございます。

世銀に関して言いますと、1か月半ぐらい前に、やはりパレスチナの担当の方が我々のところに見えられまして、一般的なパレスチナ支援の話を中心に意見交換を行いました。その際に、西岸のプロジェクトについても我々のほうから説明をしまして、彼らも、今後、西岸でやっていくようなプロジェクトについて、簡単ではありますが、意見交換をしております。具体的にはこの場では申し上げられないのですが、我々としても、いろいろなドナーの調整も含めて、世銀との意見交換は引き続きやっていくつもりですので、今のご指摘につきましては、十分配慮していきたいと思っております。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございました。

もし、よろしければ、次の協議事項に参りたいと思います。よろしいですか。

それでは、協議事項の第2番目です。「国別援助計画の作成手続きの明確化とNGOの参加についてのフォローアップ」ということで、ヒューマンライツ・ナウの土井様、よろしくお願いたします。

●土井（香）（ヒューマンライツ・ナウ） ヒューマンライツ・ナウの土井と申します。今日はどうもありがとうございます。

国別援助計画の作成手続きの明確化とNGOの参加についてのフォローアップですけれども、論点が何点かあります。

まず1点目ですが、国別援助計画について、現地及び日本のNGOと意味のある協議、対話を促進するための方法について、具体的には、協議及びパブリックコメントの告知方法等について、少し協議させていただければと思います。

この点は、去年、NGO・外務省定期協議会第2回ODA政策協議会の中で外務省からご回答がありまして、日本のNGOとは、素案の前に1件、意見聴取の機会を設け、その後、1次案の前の段階にも再度意見聴取の機会を設けるというご説明がされました。また、現地のNGOとの間では、第1次案を英訳した段階で、現地ODAタスクフォースが、被

援助国においてNGOなどとの意見交換を行うとご説明がありました。

この点についてのフォローアップですけれども、まず、NGOへの協議の場の告知方法です。そのときもご説明がありましたけれども、ネットワーク型のNGOを通じた情報提供をしているということで、それは非常に重要だと思っております。ただ、こうした組織に参加をしていないNGOが、日本・世界に多数ありますので、日本語、英語及び現地語の形で、外務省並びに現地の大使館のホームページ上でも適宜告知をし、そのほかにもできる限り機会をとらえてこうした場の存在を広報していくことが、意味のある協議につながるのではないかと考えております。

さらに、「論点」の1)の2番目として、協議という場のほかに、協議に来れるNGOだけではないので、ウェブサイト上でパブリックコメントの受付を告知するべきではないかと考えております。ファックス、メール等で受付をした意見について集約をしていただくべきではないかと存じます。その他、パブリックコメント募集が日本政府でたくさんなされていますが、そうした例にならい、可能な範囲で回答を付した上でウェブサイトで公表することが望ましいのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

以上が1)の論点についてです。

2)の論点につきましては、「国別援助計画の策定手続きの明確化の必要性」についてです。その中で3点ほど質問があります。まず1点目は、NGOが具体的に国別援助計画の策定に対して、いつ意見が出せるのかが、現状ではなかなか予測できない状態になっております。今後、この国別の援助計画が現在どのような段階にあるのかをウェブサイト上に明らかにする——例えば、第1次素案の段階、意見募集の段階、第1次案の作成の段階、また意見募集、最終案、連絡協議会、完成などの段階を表示していただきまして、ある国についての援助計画の作成がこういった段階にあるか、あるいは、各段階の標準的な処理期間を明らかにしていただくといったような方法——が、意味のある協議、意見の募集につながるのではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

2点目として、意見交換会やパブリックコメントの募集が終わった後にNGOが意見を出す機会はどうのように確保されますか。あるいは、意見交換会などは複数開催される予定でしょうか。

3点目ですが、こうしたNGOとの協議、参加の手続きの明確化を確保するために、国別援助計画策定ガイドラインというものを作成して公開していただくことが有益ではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

以上が「論点」の2)についての説明です。

「論点」の3)につきましては、人間の安全保障の視点の反映など、ODA大綱や中期政策を生かしまして、価値の外交を実現するために、現地の状況の把握、援助計画立案のためのガイドライン等が必要ではないかと考えております。そういう点についての質問です。

私どもとしましては、日本のODAについて、人間の安全保障等の視点から、どのようにその国の実態を分析し、日本の援助をどのように特色を示すのかということをはっきりと明らかにしていくことが大事であると考えております。人権、民主主義などの価値を実現する、価値の外交をODA政策においても説明責任を果たした形で具体的に実施する方策が検討される必要があるのではないかと考えています。そうした点から4点ほど質問します。

まず、被援助国の人権の状況の把握の方法についてです。人権状況を把握することがすべての出発点であろうと考えております。

2番目ですが、どのような人権基準からの状況を分析するのか。国際人権基準にもさまざまな条約等がありまして、人権についてもさまざまな観点から既に確立されたものが多数ありますけれども、こういった基準から分析をしていくのかということも検討していくべきではないかと思えます。

3番目。人権や民主主義、法の支配、こういった価値の外交の基本となる価値ですけれども、そうしたものの状況と日本の援助を具体的にどのように関連を持たせていくのか。

4番目。こうしたことを実現するためのガイドラインあるいは政策の文書が存在しているのかどうか。ないのであれば、チェックリストやガイドラインを策定して、分析の視点を明確化する必要があるのではないかという点です。

ヒューマンライツ・ナウとしましては、国別援助計画につきまして、「人権の実現による人間の安全保障を求めて」という文書を外務省のほうに既に送付しております。本日は、「カンボジア国別援助計画についての提言」ということで資料を配付させていただいておりますが、これは、そのうちの総論部分です。

例えば、人権や人間の安全保障を具体的にどのようにODA政策の中で実現していくのかという点について、例えばカンボジアの国別援助計画について、私どもが提案したことを簡単に述べさせていただきます。

8ページから始まりますけれども、カンボジアの人権・民主主義にかかわる取組みについて課題を記述していくべきとか、9ページには、人権や人間安全保障の視点から見た脆弱性にかかわる状況分析をきっちり援助計画の中でしていくべきとか、日本政府の人権・

民主主義・ガバナンスの実現にかかわる期待を示していくべきとか、さらには、重点を置くべき援助課題として、民主的ガバナンスの伸長のための支援や市民社会の支援を工夫すること、あるいは、人権を損なわないという原則をしっかりと明示し、その方法を提示していくこと、さらには、人権・民主主義・人間の安全保障にかかわるモニタリング可能な目標の指標を設定すること。さらに、人権の侵害が現実に行われている国がODAの被援助国の中には多いという現実もありますので、人権の侵害を止めるように働きかけていくことと二人三脚でODAを行っていくこと。

そうしたことを、私どもとして提言したところでもあります。詳しくは、この文書を、総論のみならず各論についても見ていただければと思います。

以上はカンボジアの例ですけれども、人権あるいは民主主義の状況について、しっかり把握して日本政府が働きかけていくことは非常に重要だと考えております。例えば、カンボジアの例で、先月及び今月のことだけを考えても多くの事件が起こっております。その前提として、まず、カンボジア政府は、人権、法の支配、民主主義などについて、これまで援助を受ける際に、これを実現するという約束を多数回してきたということをまず指摘させていただきたいと思います。

しかしながら、バッドガバナンス（悪い統治）のせいで、日本を含む諸外国政府、NGOの支援などによる発展の度合いが低下しているのではないかと考えます。例えば、過去の10年間で、国際社会から約7,200億円以上のお金がカンボジアに流れており、国家予算の半分ぐらいになっています。日本は、カンボジアに対するODAの第1位の拠出国になっているという状態です。

こうしたカンボジアの約束、国際社会、中でも日本の深い関係があるわけですけれども、その中で最近だけでも以下のような人権侵害が行われています。例えば、今年7月4日、ヒューマンライツ・ディフェンダーのSeng Sarornさんは、Stung Treng州で森林の違法伐採、土地の奪取などの抗議活動をしていましたが、射殺されました。これに対する捜査が不適切であったということが、Cambodian Human Rights Action Committeeなどから声明などの形で出ておりますし、多数の報道などもされているところです。

あるいは、先月の1日、ロンドンに本部がある国際NGO Global Witnessが、フンセン首相の取り巻きなどによる違法森林の伐採についてのレポートを出しました。これが直後に発禁になりまして、発禁・回収措置が警察に命じられました。現在、このレポートについての報道なども禁止されている状態です。

このGlobal Witnessのレポートですけれども、この違法森林伐採から得られたお金がフンセン首相のボディガードなどに流れていた、このボディガードが人権侵害を行っているということの指摘などもあります。あるいは、フンセン首相の兄であります州知事が、Global Witnessがカンボジアに来た際には頭が割れるまで殴ってやる、と発言したことも報道されております。

あるいは、これもやはり先月のことですが、ラナキリの先住少数民族がKeat Chhon財務経済大臣の姉妹でもあるKeat Kolneyに対する土地の返還の要求をしておりまして、先住民たちをサポートしてきた弁護士たち、Community Legal Education Center所属の弁護士7名及びLegal Aids of Cambodiaの弁護士3名に対して、さまざまな脅迫などが続いております。また、このKeat Kolney氏が、ラナキリの検察庁に対してこの弁護士たちを刑事告訴し、カンボジアの弁護士会に対して苦情の申立てをする、こうしたことも続いております。

以上は最近の事例です。しかし、最近の事例に限らず、カンボジアにおいて、ヒューマンライツ・ディフェンダーに対するさまざまな抑圧、脅迫、場合によっては殺害などが行われており、それに対する捜査などが適切になされていない点は、さまざまな国連・NGO文書で多数なされていることは皆様承知されていると思います。

こうした緊急の事態が起こっている中での国別援助計画であり、あるいは、日本の援助であり、さらに言えば、日本の人権外交であると思います。よって、こうした人権侵害を止め、改善させるための外交・ODAについて協議をしていただきたいと思います。

とりあえず私からは以上です。

◎鈴鹿首席事務官 詳細にわたるご説明をありがとうございました。

それでは、この議題につきまして、外務省側から、栗栖国別第二課上級調査員、よろしくお願いたします。

○栗栖上級調査員（国際協力局国別開発協力第二課） 栗栖です。

今回、国別援助計画の策定手続きの明確化と過去の経緯のフォローアップということで説明させていただきます。

まず、いただいた論点は大きくは2つで、告知の方法であるとか意見集約の方法の点から回答したいと思います。お手元の資料にお渡ししたもので縦の表がありますが、これは従来からホームページで公開していました今後5年間の工程予定表です。これは毎年見直しをしているのですが、今年も年度当初から見直しを進め、ようやく先月、工程が固まり

ましたので、このたび改訂をホームページ上でもしたいと思っております。それに掲載予定の表をそこにお渡ししてあります。

次のページですが、これはかねてからご指摘いただいております、今、どの国でどの作業が行われているのか、次にどういった作業があるのか、これを明確にしてほしいと言われております、我々としましては、今、新規に策定中であるもの、改訂中のものをそこに列挙しまして、現状はどうなっているか、今後の予定は何かと。今後の予定は特にそうですが、時期はどうかということ、現地の状況、こちらの作業状況によってぶれることもあるので、何月にこれをやりますという、かえって混乱を招くおそれがありますので、月数までは書けません。ただ、以後こういう作業があることをホームページに掲載したいと思っております。

次のページですが、これは今のODAのトップページを印刷してお渡ししておりますが、その左下のところに「パブリックコメント・意見交換会」というジャンプのボタンをつくりまして、そこから一息もしくは意見交換会の表をつかったページを介して、その国ごとのオケージョンのページに飛ぶ仕組みにしようと作業中です。

次のページですが、今度は、国ごとに行ったときに、今、意見募集中ですよとか、今、意見交換会募集中ですよというものを、このように吹き出し形式で表示すれば改善されるかと思っております。そうした点で告知の方法を改善できればと、今、作業をしております。

あわせて、今までやっていたネットワーク型NGOを通じた周知も引き続き行っていくということで、確認までですけれども、JANIC、アフリカの国についてはアフリカ日本協議会、それと関西NGO協議会、民間の方々には東京商工会議所、地域によっては経団連のほうに周知を流すことは引き続きやっていく予定です。

以上が周知方法です。

それと、事前質問の小議題のほうを報告させていただきたいと思っております。

まず、現地NGOとの協議会の有無ですが、これは、こういうことをやりましたという正式な報告が上がってきていないということで、やっていないとお答えしたいと思います。

国内NGOとの協議の有無ですが、これは、そこに挙げてあります9か国については、やっているか、これからもやる予定です。先ほどの横表に戻っていただきまして、その9か国、カンボジア、ベトナム、マレーシア、キルギス、タジキスタン、ボリビア、ヨルダン、セネガル、タンザニアですが、キルギス、タジキスタン、ボリビア、セネガル、タン

ザニア、これは平成18年度中に骨子案の段階で意見交換会を実施しております。

パブリックコメントですが、現地NGOに対するパブリックコメントは、1次案を、これは日本語しか公開していないのですが、1次案をホームページに載せていまして、現地のNGO、これは邦人関係のNGOになると思いますが、それも含めたという我々の意図で意見募集を行いました。実績としては、③と④が一体になりますけれども、日本語によるパブリックコメントの募集ということですが、これは、フィリピンとタンザニアに関して行いまして、フィリピンについては意見がゼロ、タンザニアについては意見が1つありました。

この報告方法ですが、特に意見をホームページ上で公開したり、その方にお答えはしていません。我々としては、その意見を、現地のODAタスクフォースに伝えて検討してもらいました。

小議題2については、先ほどの表でお答えしたとおりということで、手続きと報告については、説明は以上とさせていただきます。

あと、国別援助計画の、私の役割は、国別援助計画の手続き・制度についての担当ですので、個々の人権をどのように考えるかとか、そういうことは、制度手続きとしてどのように扱うかという答え方を先に了解いただければと思います。人権だけにかかわらず、日本のODA大綱、中期ODA計画、そこには、我が国のODAとして取り組まなければいけない課題がそれぞれ書いてあります。今回、国別援助計画ですが、前回の定期協議会のごときにご説明した、簡素化・標準化という、国別援助計画をなるべく使いやすいものにしていく、実務的な文章にしていくという流れの中で、そうしたODA大綱に書いてあること、中期ODA計画に書いてあること、これを重複して記載することはやめましょうということにしてあります。ただし、現地の事情・特色、それと我が国の援助にかかわる部分について、国別援助計画に記すというように、限定的に記載することにしてあります。

現地の状況把握の方法ですが、各国政府との政策協議の場での情報収集であるとか、あとは、他の援助機関のレポートを中心に情報収集をしております。

それと、人権についての関連性もしくは人権の基準ですけれども、これは人権だけではないと先ほど申し上げましたが、我々として見ているものは、ODA大綱であり、中期ODA計画で、中期ODA計画の中には、人間の安全保障についてどういった援助の方法がありますよということを、ある程度細分化して書いてありますので、そこに沿った形で国別援助計画を立てていくという考え方で進めております。

それと、ガイドラインですが、これについても標準化・簡素化という文書を我々としてはつくっていますが、今のところ、それを公開するという事は検討していません。ただ、簡素化・標準化ですので、大体どういうことを書くのかということは、例を提示しながら、大体把握できるのではないかと思います、今回、タンザニアの骨子案と第1次案をお配りさせていただきました。標準化ということですので、項目立てはすべての国についてこの項目立てで書くことになっております。

まず項目については、「援助の理念・意義」。これも、先ほど申し上げたように、ODA大綱、中期計画、これを繰り返すようなことはしない。あと、一般的な社会事情であるとか政治経済の情勢、または、我が国のこれまでの援助であるとか、全体に占める我が国の援助の割合、そういう統計的なものとか、ほかに文献があるものを繰り返しては書かないで、なるべく絞って書く。その絞る観点は、我が国が今後取り組む援助に関係がある部分に絞って記載するという考えでつくることにしております。

この骨子案で言うところの2番目として、「援助の基本方針・方向性」という項目です。3番目が「重点分野」、4番目が「留意事項」。こういう標準的な項目立てをつくることになっております。

また小議題に戻りますけれども、どういった意見が過去にあったかという、大きく分けて4つの意見があります。まず、その書きぶりへの意見です。例えば、タンザニアなどでは、はじめのほうに、タンザニアは貧困国であるとか書いてあったものを、こういう言い方をしてもいいんですかとか、そういうような意見がNGO側から出されて、その書きぶりについて修正がなされるとか、次に、分野に関する意見、ここで言うところの3番目ですが、重点分野についての意見。

今回、ODA予算がどんどん削減される中で、我々としては、なるべく絞って重点分野を書きたいという中で、例えば自分が所属するNGOとして活動の中心に据えられている分野が入っていないときに、こういう分野も入れてくださいとか、入れてはどうですかという意見がありました。これについては、分野を付け足すことは難しいので、その辺は、優先順位と絞り込みの観点で説明をし、納得をいただいております。それでも、現地に上げるべきものもありまして、そういうものは現地に上げて再度検討しています。

意見の3番目ですが、今度は課題について同様の意見があります。課題まで行くと、これは結構、NGOの皆さんの知見で有用な情報をいただくことがあって、例えば、具体的すぎるかもしれませんが、農業の考え方、農業として取り組む方法論がちょっと違うので

はないですかとか、医療の分野について、日本政府がつくっている保健医療のイニシアチブとあまり合っていないのではないですかとか、そういう意見をいただいて、そこは修正している例があります。

4番目、最後の意見の例ですが、アプローチに対するものです。さっきのところと重複しますが、農村に対する取組みで、留意点とかに書いてあるのですが、そういうことに対してNGOの知見をいただく、あと、地方に絞ったような国別援助計画の留意点があったときに、地方の知見をいただくなど、そうしたアプローチとか、より絞った内容の意見、絞った分野の意見をいただく。分類して、その4点の意見を今までにいただいております。

そういうものは、その場で解決できるものは解決し、残ったものは議事録としてまとめ、参加者の方に回覧し、その上で現地のODAタスクフォースに再度検討を依頼するという手続きで進めております。

以上が内容についての説明です。

私からは以上です。

◎鈴鹿首席事務官 非常に詳細にわたるご説明、どうもありがとうございました。

本件につきまして、さらにご質問、コメント等がありましたら、どうぞ。

●土井（香） どうもありがとうございました。

特に国別援助計画のプロセスについて、現在の進行状況などを明らかにしていただきまして、それをホームページに掲載されるなど、特にNGOにとっても意見のインプットがしやすくなるということで、非常によいことだと思います。どうもありがとうございます。

今、最後におっしゃっていただいた、人間の安全保障などの視点をどうやってODAに反映していくかということですが、私どもが先ほどの資料、「人権の実現による人間の安全保障を求めて」という文書にも書かせていただきましたとおり、カンボジアに限らず、日本が外交的な影響力を持っている国において、あるいは、ODAでたくさんのお金を出している国において、人権・民主主義法の支配などの点で非常に残念な状況あるいは遺憾な状況が起きている国があります。日本政府として、先ほどカンボジアの例を挙げましたけれども、しっかりと声を上げていく外交を求めたい。その中でODA政策も非常に重要であろうと考えての先ほどの指摘でした。

そうした点からしますと、今、この国別援助計画の作り方についてのご指摘をいただいたことは大変有効でしたが、一方で、これが人権や人間の安全保障を実現するための政策文書であるという説明だとすると、もう一歩進んだ政策が今後は求められていくのでは

ないかと思っているところです。その点が1点。これは、今日、明日にできるようなものではないと思いますし、あるいは、外務省の中でも価値の外交を提唱された後、今、検討されていらっしゃる最中ではないかと期待しているところでもありまして、そうした外交のあり方とODAのあり方をリンクした形で、日本のODAが、現地の人権状況あるいは民主主義の状況、そうしたかけがえのない価値を実現していくものにより寄与していくものになっていただきたいと期待しています。

さらに、国別援助計画のプロセスに関連して若干の質問です。現地のNGO、現地の方々からの意見の聴取は非常に大事だと思うのですが、一方で、日本にも増して、現地のステークホルダーたちに、現状の国別援助計画が何であるかとか、改訂のプロセスがどんなプロセスにあるかを知らせていくことは、恐らく、簡単なことではないだろうと思っているところではあります。そうした点からも、前回のご回答では、その1次案を英訳して、現地のNGOも一応読めるようにすると。私どもとしては、さらに現地語でも翻訳されるのがいいのではないかと思っているところですけれども、最低限、英語でという話があったかに議事録上は読めます。その点については、今後なされていくおつもりでしょうか。

簡単なことではないと思いますけれども、一方で、現地のNGOに対するインプットの機会をより宣伝していく、それは我々NGOの側も協力していくべきことだと思いますけれども、そうした方向性でぜひ進めていただきたいと思います。いずれにしても、その英訳の点が1点。

あと、やはり前回の協議会でのご回答の中で、日本のNGOについて、意見聴取の機会として素案の前に1回、2次案の段階でも1回というご説明があったと思います。そうした今後のプロセスのやり方はどのようになっているのか、再度ご確認させていただきたいのですが。

以上です。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございます。

これにつきまして、栗栖さん、お願いします。

○栗栖上級調査員 現地NGOについては、我々は2グループと考えています。一つは、邦人の方で現地で活躍されている方の意見をどう取っていくかということと、いわゆる現地NGO、向こうのNGOの方ということ。1つ目の邦人については、先ほど、私は、なしとお答えしたのですが、アドホックに、ケース・バイ・ケースで、実際は意見交換がなされているということは聞いていますけれども、正式に報告を受けていないので、この場

では、なしと答えました。そういう状況であるということです。できるだけ、コンタクトポイントを見つけながら、現地の邦人NGOとも密接に、節目節目で意見交換を、特に骨子案をつくる早い段階で意見を取ればと思っております。

現地のNGOについては、まとめるのがなかなか大変なので、我々としては、英語版をホームページに公開することで意見募集をすることにしたいと考えていまして、今、タンザニアがまさにそれができる状態ですが、英訳版がまだできていません。英訳版ができ次第、そういう段階に入れると思います。

日本にいらっしゃるNGOの皆さんとは2回の意見交換をする。これは今のところ、1回目が骨子案の段階で、実際に集まっていたいで意見交換。2回目は、ホームページに公開した第1次案による意見集約で、我々としてはその2回分を考えさせていただいております。では、実際に2回やるかという、人員の関係等もあって、今、それが精いっぱいかなと考えております。

以上です。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございました。

それでは、伊藤さん、どうぞ。

●伊藤（和） どうもありがとうございました。

この議題については、そもそも、私どもはフィリピンの人権状況にかなり関心を持っていて、そういうNGOがたくさんいたわけですが、国別援助計画に対して、協議の場も設定されたのですが、有効なアドボカシーをする機会を持てなかったという状況がありました。日本語での国別援助計画の最終案があったということですが、それに対するパブリックコメントが一通もないという状況だったということは、どこに問題があるのだろうかというところから出発して、この議題を出させていただいた次第です。今後、そのように改善していただいたことは大変重要なことだと思いますので、歓迎いたしますし、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと確認させていただきたいのは、今の話で、英訳に関しては、今後、すべての国に関してされると考えてよろしいですか。それをまずお聞きします。

○栗栖上級調査員 フランス語圏についてはフランス語訳、英語圏については英語訳、スペイン語圏はスペイン語を基本に行う予定です。

●伊藤（和） わかりました。

それと、先ほどはちょっとはつきりしなかったのですが、現地のNGOとの協議会のよ

うなものは、最終的には設定するのか、しないのかということはどういうことでしょうか。

○栗栖上級調査員 我々が集めるということはありません。ただ、前の会でも紹介したのですが、相手国政府が、自分のところのステークホルダーの一人として、プレイヤーの一人というか、グループとして現地NGOを呼んで協議会をやった例があるという報告があったので、それは紹介させていただいたのですけれども、我々日本国政府が相手国の現地NGOを呼んでやるという予定は、今のところありません。

●伊藤（和） そうですか。それはぜひご検討いただきたい。前回もこの話題の際に、そういうふうになっていたはずだと思いますので、前向きに進めていただければと思います。

それから、先ほどのフィリピンの件は、結局、英訳はまだされていない状況ですが、今後パブリックコメントを英訳して現地のNGOの意見をまた求めるということはあるのでしょうか。

○栗栖上級調査員 すみません。フィリピンの英訳状況を今は把握していませんので、後でお答えいたします。

●伊藤（和） 今の原則でいきますと、英訳をされて、現地のNGOからも意見を聞くという理解でよろしいでしょうか。

○栗栖上級調査員 それも含めて確認してご連絡します。

●伊藤（和） そうですね。いい方向で進んでいると思いますので、我々は、フィリピンから1件も意見が出なかったというのは重大だと思っておりますので、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

それから、先ほど、質問の中の、ガイドラインや政策文書は存在しているのかということに関してですが、簡素化・標準化に関するガイドラインの政策文書は、外には出せないが存在しているというお話だったと思います。しかし、お聞きしたいのは、通常、ヨーロッパ連合とかアメリカに関しても、さまざまなガイドライン、人権に関するガイドラインをつくってしまして、ここまでのひどい人権侵害がある場合は援助を打ち切るとか、その前の段階でこういう介入があり得るといようなガイドラインをかなり蓄積しております。そういうようなものをぜひつくっていただきたいと思っておりますが、現状でそのようなものがあるのか、それから、今後つくられていくようなご予定はあるのかということをお聞きします。

○栗栖上級調査員 その分野につきましては、私は答えかねます。

◎鈴鹿首席事務官 それでは、伊藤課長、お願いいたします。

○伊藤（直）課長 ありがとうございます。今、伊藤さんからご提起のあった点は、その前に土井さんからお話があった点とも関連すると思います。まさに人権や民主主義、法の支配といったものについて、これは日本のODA国際協力を進めていく上で、当然、ODA大綱にきちんと書いてあるわけですから、それを重視する原則でこれまでも来ました。同時に、ODAに対する戦略性というか、選択と集中を求める改革の流れがありまして、これは何も予算の問題だけに端を発しているわけではなくて、まさにこれまで以上に外交政策を十二分に反映した形でODAを実施していくべきだという要請が、当然そこにあるわけです。

そういう中で、「自由と繁栄の弧」とか「価値の外交」という、昨年末から出てきたような、新しい日本の外交の機軸、新機軸というものがありますので、そういったものをどのようにバランスをとってODAの政策に反映させていくのかというのは、まさに今、我々が直面している課題です。そのような状況の中で、NGOの方と対話をする機会を通じて我々がこれまで以上に外国政策を反映し、かつ、人権・民主化という部分を重視したODAの政策をどのように実施していくのかということ、よく検討していく材料にしたいと思っています。

最後に、伊藤さんの質問に対してお答えをすれば、ご指摘をいただいたようなガイドラインを作成することは、この時点では考えていません。我々は個別の国に対するODAの実施については、大綱を踏まえながら、現地の事情、援助のニーズも踏まえて総合的に判断していくことを基本的な考え方にしております。今後もそうしたことにのっとってやっていく考えでいますし、個々の人権状況についてのチェックリストをつくるとか、そうしたことについて具体的な検討が行われているということではありません。

しかし、人権・民主主義・法の支配といったこととODAによる協力をどのように関連性を持たせていくのかということ、これまで以上に我々もよく考えていく必要を感じております。その中でどういう方法をとっていくのかについては、NGOの方々のご意見もふまえながら、我々なりによりよく整理をしていきたいと考えております。

●伊藤（和） ありがとうございます。我々のほうでも、他国の実情、先進的な例なども含めまして、今後、引き続きご提案などを具体的にさせていただければと思っておりますので、引き続き協議をよろしくお願ひしたいと思います。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございました。

予定の時間を過ぎておりますので、本件について、これはという点がありますか。

●高橋（清） 短くします。ODA改革ネットの高橋です。

この国別援助計画に関して、今の伊藤課長のお話を受けてる形でご質問したいと思います。人権という問題に対して、ODAとしてどのように取り組むかというときに2つの方向性がある、一つは、どうやってすべてのODAにおいてメインストリーム化していくのかということで、それはたぶん、ガイドラインとかいろいろな対応の仕方だと思います。

もう一方では、それぞれの法治国というか、国一つ一つに対して、そこは人権的にどうのように取り組むのかという問題が出てくるはずなので、その2つを両方やらなければいけないと思います。

後者に関して、この国別援助計画にそれがどう反映されてくるのかということが、今の国別援助計画の骨子案のご説明をいただいたときにちょっとわかりづらかった。例えば、それは援助の基本方針・方向性というところで書いていくのか、それとも援助のアプローチとして書いていくのかというところが少しわかりづらかったです。私が想像するに、たぶん重点分野の中でガバナンスとかいうことを書いて、そこに積極的に技術協力をしながら取り組みますという書き方になるのだろうと想像しますが、もう少し踏み込んで、この国は人権的にいろいろ課題があるのできちんと取り組まなければいけないという書き方はできないのでしょうか？その国の人権状況をどう表現していくのかということに関して、現時点で何かアイデアとか考え方があったら、ちょっと教えていただければと思っています。

◎鈴鹿首席事務官 この点について、外務省側からどなたかお願いします。

○栗栖上級調査員 まずは、1の「援助の理念・意義」のところ、その国で人権が問題になっているということは頭出しをしていくと。具体的に取り組むことになれば、2の「援助の基本方針・方向性」なり、3の「重点分野」として、人権分野、民主主義の法制度支援とか、そういう形で記載するなど、具体的な例が浮かばないのですが、そういうイメージになると思います。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございました。

それでは、西井さん、どうぞ。

●西井 時間を延ばしまして、すみません。

先ほど、告知方法を改善するということをお示しいただきまして、ありがとうございました。これから活用したいと思いますが、その中で、ネットワークNGOを通じた広報はこれからも継続していくということをおっしゃいまして、その中に、JANICと

関西NGO協議会という2つのNGOの名前が挙がっていたのですが、ご承知のように、ネットワークNGOは最近はわりと全国的に広がっていきまして、名古屋NGOセンターもそうですし、四国にもありますし、きょうも九州からも出席しております。そういったネットワークNGOを通じた告知の方法を拡大していくということはどうでしょうか。ご検討いただけるものであれば、拡大していただくようお願いしたいと思います。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございます。

このご質問について、栗栖さん、どうでしょうか。

○栗栖上級調査員 民援室と検討しまして、一番いい方法を考えたいと思います。ご指摘、ありがとうございました。

◎鈴鹿首席事務官 どうもありがとうございました。

それでは、最後に閉会のご挨拶をいただきたいと思います。

国際協力NGOセンターの熊岡様、よろしく願いいたします。

●熊岡（国際協力NGOセンター） 長時間どうもありがとうございました。閉会の挨拶と兼ねて、3点ほど気がついたところ、印象深かったところをまとめます。

1番目は国別援助計画に関してです。私自身、カンボジア及び幾つかの国で、第1次案ができた後に参加したことがあります。確かに、きょう話し合われたように、やはり骨子案から、その国や地域、その分野に詳しいNGOの声を聞くことは必須であり大事だと思います。もちろん、これは、NGOの声を全部受け入れろということではなくて、議論の基礎部分から、基本的な現地社会認識から意見交換、情報交換をしたほうがいいだろうと思います。これは、言いかえれば、NGO側も、調査・分析・提言・提案能力を問われるという、こちら側にもはね返る話でもあると思います。

2番目は、明らかな一党支配、独裁的政権の国・地域での援助・協力活動は、当然、その政権に裨益することなく、一般市民にいかに届けるかという問題意識で、実施すべきということで明確である。また、被援助国で、一応の民主主義が確立し、人権配慮もあり、グッドガバナンスのもとのようなものがある国・地域では、それを応援するような政策で支援をすればいいということでわかりやすいのですけれども、一番難しいのが、土井さん、伊藤和子さんも提起されたような国で、カンボジアも入るのかもしれませんが、一応、複数政党制を持っている、民主主義の仕組みを持っているけれども、極めて権威主義的な体制、独裁的政権になっているところで活動をするときには、やはりその国・地域の農村、あるいは、都市で言えばスラムのような状況の中で活動をしているNGO、市民社会団体

との意見交換、情報交換は、援助の要諦を確認することは非常に大事であると思います。

順序は逆になりましたけれども、ヨルダン溪谷の話は、ODA政策協議ということで援助に絡めて提案されたのですが、役重さんもおっしゃっているように、これはいわばこの政策協議会を超えている外交政策の問題なのか、あるいは、援助政策の範疇なのか、要するに、この場合はパレスチナの占領自体の問題をどうとらえて、どう解決するかが問われている。もちろん難しい問題で、何十年も来ているわけです。私たちは、この開発プロジェクトに一定の意義・役割があるのかもしれないと思うにしても、それを超えて、占領自体の問題に関して、日本政府・日本全体が、調停・仲介などの役を果たすことを強く期待されているのだと受け止めます。

言いかえれば、占領の問題が解決すれば、西岸とガザでは状況も違いますけれども、いわゆる人道援助も含む援助は要らなくなる。パレスチナの人たちは力量があります。この占領の問題が解決すれば、援助自体の問題も解決するという関係になっているという点で、この政策協議会の枠の中の問題なのか、超えているのか、微妙かもしれませんが、ぜひその問題を、これからもNGO側からも日本政府・外務省の側に問題提起をして追求していきたいと思います。世界の最重要課題、日本にとっての最重要課題の一つとしてとらえて進めていってほしいと思います。

1点、個人的な経験ですが。

西岸あるいはガザも入りますが、深く理解するには何年も、あるいは、アラビア語ができたり、イスラエルの側の言葉もできたりということが必要かもしれませんが、私の個人的な経験では、1日で、あの状況の、あるエッセンスの部分がわかると思いました。本来、西岸はパレスチナに属しているところですがけれども、その（イスラエル側）占領地域は、本当に景色もいいというか、道もよくて、時速100キロ、150キロとだせるような状況の中で何を見たかという、いい土地、水源、治安上のいいポイントは全部イスラエルが押さえているという事実でした。これは、面積的にも広いだけではなくて、そういう意味で、価値ある土地は全部持っていかれている。

他方、私はジェニンというところの人道支援のためにイスラエル側から、牛乳やビスケットを運んだことがあります。ひとたびパレスチナ側の土地・道路に入ると、わずか20キロ、30キロ離れたところに、今、言ったような人道支援の物資を持っていくのに、本当に3時間も4時間もかかります。理由は、検問があるということもありますが、道が分断されていて、検問がないところでも、わざわざあえて、つながる道を壊してあるか

らです。したがって、大きく迂回・遠回りをするか、やむを得ず車を置いて、歩いて物を運ぶしかないというようなことがあります。その辺はぜひ、日本から、外務省として現地視察する方々、それから、駐イスラエル日本大使館の中にパレスチナ班等があると思いますが、ぜひ日本政府高官も、P A（パレスチナ政府）と一緒に、あるいは、パレスチナのNGOの人たちと一緒に現地を見てほしいと思いました。

最後に、この政策協議会の中で何度か出ていることで、年に3回というのはなかなか厳しい中で、もっと継続して話し合いたいことがあります。本日のことと言えば、パレスチナ問題あるいは国別援助計画の問題、そういうことがNGO側から提起されていて、私個人が思うのは、さまざまな課題があり得る中で、すべてが伊藤さんなり寒川さんの担当になってしまえば、対応も難しいと思います。

そういう中で、可能な範囲で、重要なものとそれ以外を分けるという作業も必要ですけれども、例えば、パレスチナ問題であれば、地域局あるいは総合外交政策局ということもあるかもしれません。それから、国別援助計画では、必要なものについて、形式的な継続的な協議を求めているというより、内容的に大事なものは、ぜひ外務省とNGO・CSO間で、継続して話し合える枠組みにつなげていきたいので、外務省側でも可能な対応をしてほしいと思います。

また、NGO側も、この枠組み以外にでも、自分たちで地域あるいは分野の問題で、政府各機関と継続的に話し合うような道をつけるように、自前でプッシュすることが必要であると思います。

ということで、長時間、大変ありがとうございました。これからもこの1年、よろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございます。（拍手）

◎鈴鹿首席事務官 熊岡さん、大変ありがとうございました。

○伊藤（直）課長 熊岡さんからも締めくくりのご挨拶をいただいたものですから、その上で何か申し上げるのも申し訳ないと思うのですが、一言申し上げさせていただきます。

きょう、いろいろな課題について、広範かつ、しかし、我々が希望させていただいたような双方向の議論ができ、そして、国別援助計画について一定の進展もあったこと、これを一つの成果として共有できたことは大変うれしく存じております。

そして、熊岡さんからもお話があり、西井さんからも冒頭にあり、伊藤さんからもあった、この協議会の中で出てきたテーマについてどうするかということ、これは、我々とし

ては引き続きこの協議会の場を最大限に活用することと、テーマについてはアドホックな形で取り上げることを指向したいと思っています。

もちろん、そちらから見れば、継続的に取り上げることの意味合いを考えておられるテーマもあると思いますけれども、その継続の仕方についても、いいタイミングで取り上げることが協議の実を上げるということでも重要だと思っています。例えば、きょう取り上げたテーマについて毎月のように協議の場を持つことに意味があるかということ、恐らく、そういうことではないと思います。これは、まさに構想の段階がこれから進む中で、ある一定の進展準備ができたときに、協議をすることが、外務省・NGO双方にとってより意味のある話になると思っています。

その意味で言えば、特定のテーマについて何かを継続した形で、タスクフォースなり研究会というよりは、やはりタイミングを選びながら、この協議会の本会合の場で、必ずしも続けるという意味ではありませんけれども、取り上げる、あるいは、タイミングに応じてアドホックにやるのが、より望ましいという感じが私自身はしております。

去年のフィリピンについて言えば、フィリピンの国内の動き及び日比間の会談という状況を踏まえてアドホックにやらせていただきましたし、アフガニスタンの話も、まさに、PRTをめぐる日本の支援という新しい政策を打ち出したことによってやらせていただいている、それによって協議の実が上がるということがあったかと思います。できる限りそういう考え方にのっとりながら、お互いにとって実の上がる協議の方法を引き続き追求していきたいと思っています。よろしくお願いします。

きょうはありがとうございました。（拍手）

◎鈴鹿首席事務官 伊藤課長、どうもありがとうございました。

本日は、皆様、長時間にわたりご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

次の政策協議会の日程につきましては、これまでどおり、双方の事務局を通じて調整させていただきます。

ありがとうございました。

午後5時22分閉会